

第14号議案

中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和6年2月29日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

会計年度任用職員の勤勉手当の支給について規定する必要がある。

中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中野区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第3項中「第1号」を「同条第1号」に改める。

第15条中「次条」の次に「及び第16条の2」を加える。

第16条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第16条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。